

広島県選挙管理委員会規程第八号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一項を改正する規程を次のよつて定める。

令和三年一月一十日

広島県選挙管理委員会規程 国 政 道 明

附録一 告示改正する規程

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成五年広島県選挙管理委員会規程第九十一号）の一項を次のよつて改正する。

別記第一中様式のもの一冊「平成」及る「印」を置き、同様式備考冊子を次のよつて改めること。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第一中様式のもの一冊「平成」及る「印」を置き、同様式備考冊子を次のよつて改めること。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第一中様式のもの一冊「平成」及る「印」を置き、同様式備考冊子を次のよつて改めること。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第一中様式のもの一冊「平成」及る「印」を置き、同様式備考冊子を次のよつて改めること。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が

届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

司記録「印鑑名のふる」印「平成」及る「印」を置き、印鑑名鑑印のふたの上に捺す
こと。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

司記録「印鑑名のふる」ふたの上に捺す「平成」を置くこと。

司記録「印鑑名のふる」印「平成」及る「印」を置き、印鑑名鑑印のふたの上に捺すこと。

ハシゴをこと。

7 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

司記録「印鑑名のふる」印「平成」・「印」を置き、印鑑名鑑印のふたの上に捺すこと。

7 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

司記録「印鑑名のふる」印「平成」・「印」を置き、印鑑名鑑印のふたの上に捺すこと。

6 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

左記

の規定は、例外の場合は除くこと。